

放射性物質測定結果【平成23年9月～10月】

[単位: Bq/kg(ベクレル/キログラム)]

浄水場名	若木浄水場			羽川西浄水場		
	放射性ヨウ素 (I131)	放射性セシウム (Cs134)	放射性セシウム (Cs137)	放射性ヨウ素 (I131)	放射性セシウム (Cs134)	放射性セシウム (Cs137)
暫定指標値(注1)	300	放射性セシウム合計で200		300	放射性セシウム合計で200	
暫定規制値(注2)	乳児 100	—	—	乳児 100	—	—
平成23年9月2日	不検出 (7.1未満)	不検出 (12未満)	不検出 (8.3未満)	不検出 (7.1未満)	不検出 (9.6未満)	不検出 (8.3未満)
平成23年9月5日	不検出 (8.3未満)	不検出 (9.6未満)	不検出 (14未満)	不検出 (8.3未満)	不検出 (12未満)	不検出 (11未満)
平成23年9月7日	不検出 (6.5未満)	不検出 (12未満)	不検出 (8.3未満)	不検出 (6.5未満)	不検出 (14未満)	不検出 (12未満)
平成23年9月9日	不検出 (6.5未満)	不検出 (9.6未満)	不検出 (8.3未満)	不検出 (7.1未満)	不検出 (12未満)	不検出 (10未満)
平成23年9月12日	不検出 (6.5未満)	不検出 (12未満)	不検出 (11未満)	不検出 (7.7未満)	不検出 (14未満)	不検出 (8.3未満)
平成23年9月14日	不検出 (6.5未満)	不検出 (9.6未満)	不検出 (10未満)	不検出 (6.5未満)	不検出 (9.6未満)	不検出 (12未満)
平成23年9月16日	不検出 (7.1未満)	不検出 (9.6未満)	不検出 (10未満)	不検出 (6.5未満)	不検出 (9.6未満)	不検出 (10未満)
平成23年9月20日	不検出 (7.1未満)	不検出 (13未満)	不検出 (10未満)	不検出 (8.3未満)	不検出 (9.6未満)	不検出 (10未満)
平成23年9月22日	不検出 (7.7未満)	不検出 (13未満)	不検出 (8.3未満)	不検出 (6.5未満)	不検出 (9.6未満)	不検出 (8.3未満)
平成23年9月26日	不検出 (7.7未満)	不検出 (13未満)	不検出 (10未満)	不検出 (9.4未満)	不検出 (12未満)	不検出 (11未満)
平成23年9月28日	不検出 (8.2未満)	不検出 (14未満)	不検出 (11未満)	不検出 (10未満)	不検出 (11未満)	不検出 (11未満)
平成23年9月30日	不検出 (7.1未満)	不検出 (12未満)	不検出 (11未満)	不検出 (6.5未満)	不検出 (13未満)	不検出 (8.3未満)
平成23年10月3日	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)
平成23年10月6日	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)
平成23年10月11日	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)
平成23年10月13日	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)
平成23年10月17日	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)
平成23年10月20日	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)
平成23年10月24日	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)
平成23年10月27日	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)
平成23年10月31日	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)	不検出 (10未満)

測定機器による検出可能な測定値を検出限界値といい、この値未満は不検出と表記しています。
表中の()の数値が検出限界値で、測定毎に値は変化します。

注1) 原子力安全委員会が定めた飲食物の摂取制限に関する暫定指標値

注2) 食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定規制値

放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合には、乳児用調製粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等、乳児による水道水の摂取を控えるようにしてください。